

令和4年(少コ)第14号 損害賠償請求事件

原告 有限会社学術秘書

被告 株式会社読売新聞東京本社

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書

代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第18号 損害賠償請求事件
原告 有限会社学術秘書
被告 株式会社吉野家

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書
代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う争いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第19号 損害賠償請求事件
原告 有限会社学術秘書
被告 株式会社文藝春秋

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書
代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第20号 損害賠償請求事件
原告 有限会社学術秘書
被告 日本テレビ放送網株式会社

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書
代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第21号 損害賠償請求事件

原告 有限会社学術秘書

被告 株式会社NHK出版

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書

代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う争いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第22号 損害賠償請求事件

原告 有限会社学術秘書

被告 株式会社日本経済新聞社

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書

代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第24号 損害賠償請求事件

原告 有限会社学術秘書

被告 株式会社小学館

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書

代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第25号 損害賠償請求事件

原告 有限会社学術秘書

被告 株式会社岩波書店

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書

代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う争いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第26号 損害賠償請求事件

原告 有限会社学術秘書

被告 株式会社研究社

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 有限会社学術秘書

代表者 取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第27号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 一般社団法人Jミルク

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う争いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第28号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 日本放送協会

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う争いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第29号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 株式会社わかさ生活 外1名

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第30号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 茨城県 外1名

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第31号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 関西テレビ放送株式会社

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第32号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 国立大学法人筑波大学

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第33号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 株式会社日本農業新聞 外2名

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第34号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 学校法人関東学院

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第35号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 株式会社茨城新聞社

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上

令和4年(少コ)第36号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 国

訴えの変更申立書

令和4年12月2日

水戸簡易裁判所 御中

原告 株式会社はなもみ

代表者 代表取締役 池田剛士 印

- 1 水府裁判「水戸簡易裁判所の部[少コ20連発]」で係争中の全被告に告ぐ。
- 2 「被害独占」に係る原告の主張の一切を、原告が「『明治百五十年の大過』の訂正の『管理者』としての任を引き受けるに至った理由ないしその経緯(いきさつ)」として解せよ。また、「訂正独占権」に係る原告の主張の一切を、原告の「『管理者』としての当然の責務ないし付与されるべき権限」として解せよ。
- 3 「管理者」とは、民法697条が定める「事務管理」を司る「管理者」に相当し、被告は「本人」である。
- 4 各事件の訴訟物は、原告の負った本来被告が負うべき費用の一部、或は原告の任務遂行の際の、被告(ら)による「不法行為」又は「共同不法行為」を伴う諍いで原告に生じた追加の費用負担の一部と解せよ。
- 5 おって、事件名を「損害賠償請求事件等」へと改め、上記の内容で「請求の原因」を明瞭化した準備書面を作成の上、各被告に送達する。

以上